

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 13 | 小児の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、小児の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寒川町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 小児の医療費の助成に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>小児の健全な育成支援を図り、もつて小児の健康の増進に資することを目的とし、小児に係る医療費の一部を助成する。</p> <p>寒川町は、寒川町小児の医療費の助成に関する条例(平成7年6月28日条例第7号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①申請の受理・審査及び当該資格取得事務及び更新事務②医療証の交付及び再交付③申請事項の変更及び受給資格の消滅④医療費の給付事務 |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none">・小児医療システム・団体内統合宛名システム・EUCシステム・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム・統合宛名管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| <ul style="list-style-type: none">・小児医療関係ファイル・団体内統合宛名関係ファイル・住登外者宛名番号管理関係ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第2項及び寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>＜情報照会の根拠＞</p> <p>・番号法第9条第2項及び寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第1の2の項</p> <p>＜独自利用事務における事例＞</p> <p>番号法第19条第9号</p> |

| | |
|--|--------------------------------------|
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子育て支援課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年9月30日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年9月30日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

7. 特定個人情報の保管・消去

| | | |
|-----------------------------|---------------------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------------------|---|

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

| | | |
|-----------------------|---------------------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
|-----------------------|---------------------------------|---|

| | |
|-------|--|
| 判断の根拠 | <p>■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①特定個人情報の入手に関する対策・・・小児医療システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／宛名番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。／複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。</p> <p>②必要な情報以外を入手することを防止する対策・・・小児医療システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止している。／複数人によるチェックを実施している。</p> <p>③不正な使用を防止する対策・・・小児医療システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。／住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。／庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。</p> <p>④特定個人情報の使用に関する対策・・・小児医療システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。／庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不必要な情報にはアクセスできないようにしている。／アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。</p> <p>⑤ユーザ認証の管理・・・小児医療システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。／不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。／共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。</p> <p>■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 <p>②移行データ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 <p>③テストデータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 <p>④相互牽制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。 |
|-------|--|

9. 監査

| | |
|-------|---|
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査 |
|-------|---|

10. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|------------------------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
|--------------|------------------------------------|---|

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|----------------------|---|------------------------|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[8] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | [] |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 判断の根拠 | <p>■寒川町における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ①物理的安全管理措置・・・セキュリティワイヤーによる固定／のぞき見防止の配置 ②技術的安全管理措置・・・小児医療システムへのアクセス時における二要素認証／ウイルス対策ソフトウェアの導入／外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置・・・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 <p>■ガバメントクラウド(以下「ガバクラ」という。)における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ①物理的安全管理措置・・・ガバクラについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、CSPが保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。／事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置・・・国及びCSPは利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。／地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下「運用管理補助者」という。)は、ガバクラが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。／CSPは、ガバクラに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。／CSPは、ガバクラに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。／地方公共団体が委託したASP又は運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。／ガバクラの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体やASP又は運用管理補助者の運用保守地点からガバクラへの接続については、閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体が管理する業務データは、国及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--------------|--|--|------|-----------|
| 平成28年12月28日 | I-5②所属長 | 子ども青少年課長 天野 弘美 | 子ども青少年課長 宮崎 彰夫 | 事後 | |
| 平成31年1月31日 | I-5①部署 | 子ども青少年課 | 子育て支援課 | 事後 | |
| 平成31年1月31日 | I-5②所属長 | 子ども青少年課長 宮崎 彰夫 | 子育て支援課長 宮崎 彰夫 | 事後 | |
| 平成31年1月31日 | IV リスク対策 | - | 書式変更に伴う項目の追加 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | I-5②所属長の役職名 | 子育て支援課長 宮崎 彰夫 | 子育て支援課長 | 事後 | |
| 令和2年2月14日 | 5年経過前の評価の再実施 | | | | |
| 令和2年2月14日 | II-1 対象人数 | 平成27年3月1日時点 | 令和2年2月1日時点 | | |
| 令和2年2月14日 | II-2 取得者数 | 平成27年3月1日時点 | 令和2年2月1日時点 | | |
| 令和3年5月10日 | I-7 請求先 | 寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111 | 寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111 | 事後 | |
| 令和3年5月10日 | I-8 連絡先 | 寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111 | 寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I-4②法令上の根拠 | 番号法第19条第14号及び特定個人情報保護委員会規則及び寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 | 番号法第19条第15号及び特定個人情報保護委員会規則及び寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 | 事前 | |
| 令和7年9月30日 | I-1②事務の概要 | ①同居者及び受給者の住民登録票、住基異動、健康保険加入状況、世帯の所得状況の確認及び認定 ②申請に基づく医療費の一部負担金の助成 ③審査支払機関からの請求の審査、レセプト確認 ④償還払医療費申請の受付、審査、支給処理 ⑤高額療養費、第三者行為、不当利得、過誤調整事務 ⑥受給者の現況確認 | ①申請の受理・審査及び当該資格取得事務及び更新事務 ②医療証の交付及び再交付 ③申請事項の変更及び受給資格の消滅 ④医療費の給付事務 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和7年9月30日 | I-1③システムの名称 | 小児医療システム 統合宛名システム 中間サーバー | <ul style="list-style-type: none"> ・小児医療システム ・団体内統合宛名システム ・EUCシステム ・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム ・統合宛名管理システム | 事後 | |
| 令和7年9月30日 | I-2 特定個人情報ファイル名 | 受給者台帳情報ファイル | <ul style="list-style-type: none"> ・小児医療関係ファイル ・団体内統合宛名関係ファイル ・住登外者宛名番号管理関係ファイル | 事後 | |
| 令和7年9月30日 | I-4 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第15号及び特定個人情報保護委員会規則及び寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 | <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項及び寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条第1項別表第1の2の項 <p><独自利用事務における事例></p> <p>番号法第19条第9号</p> | 事後 | |
| 令和7年9月30日 | II-1 対象人数 | 1万人以上10万人未満 | 1,000人以上1万人未満 | 事後 | |
| 令和7年9月30日 | II-1 対象人数 | 令和2年2月1日時点 | 令和7年9月30日時点 | 事後 | |
| 令和7年9月30日 | II-2 取扱者数 | 令和2年2月1日時点 | 令和7年9月30日時点 | 事後 | |
| 令和7年9月30日 | IV-8 人手を介在させる作業 | - | 書式変更に伴う項目の追加 | 事後 | |
| 令和7年9月30日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | - | 書式変更に伴う項目の追加 | 事後 | |